

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 令和7年 8月 14日

太陽光発電施設の設置予定場所	塩尻市大字片丘字梨ノ木9214番44
----------------	--------------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
トレンチを斜めのものを縦にしたと思うが、点々としている箇所はつながっていないのですか？	説明会参加者	北側のトレンチに関しましてはもともと繋がっていませんでした。ですが、トレンチの堀だけは繋がっています。 間の部分だけ施工していないという形になります。 通常よりも堀がある分給水はできるが、トレンチはないという状況です。
面積的には変わらないですか？	同上	面積的には、給水の総量は変わらないです。 配置などの変更はないですが、北側に寄せるのとトレンチの位置だけ変更になっています。 現地の今の状況は、承諾を取らなきゃいけないところの手前まで着手しています。 杭だけ立っています。 トレンチの追加前まで施工しています。 追加のところはこの説明会の後に着手する予定です。
土は粘土質でしたか？	同上	粘土質ではなかったです。杭の強度はしっかりとれています。 もともとのトレンチの量が100mの予定でしたが、協議の結果300mになったので、通常の浸透量よりも多く浸透させることができると思います。
こういった設計の変更はよくあることですか？	同上	現場での多少の設計変更はあったりしますが、説明会の開催までしたのは初めてです。 何度も密にやり取りをさせていただいていたので、今回開催させていただきました。 この場所はすでに許可を取っていたのですが、塩尻市の条例で木の伐採を伴う場所は全面的に禁止になっています。
この場所は以前も計画があった場所ですか？	同上	前回の説明会でも説明させてもらったのですが、私が以前その会社に勤めておりまして、その時は事業者が決まっておらず完成したら売却する予定になっていました。破産手続きをしている中で、その債権を中村商事が買ったという流れになります。